



青葉 ニュースレター

V o l . 53

2015年7月6日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉コンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている又はこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。従って、青葉コンサルティンググループは、お客様の上記以外の目的での利用によって生じるいかなる結果や損害についても責任を負いません。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書に於ける法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、事前に専門家にお問い合わせください。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2802 1092 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街 26 号長富宮弁公楼 8 階 8006 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

国务院、一部の行政審査許可項目を取消し、調整	5
【主な背景】	5
【主な内容】	5
【主な影響】	6
2015年度の外商投資産業指導目録を公布	7
【主な背景】	7
【主な内容】	7
【主な影響及び対応】	8
国务院、広東省内で香港、マカオの投資者に開放の拡大を決定	9
【主な背景】	9
【主な内容】	10
【主な影響】	10
2015 国家税務総局の税務審査の重点	11
【主な背景】	11
【主な内容】	11
【主な影響及び対応】	12
企業の再編に伴う土地増値税の新政策	14
【主な背景】	14
【主な内容】	14
【主な影響】	15
集積回路産業企業に係る企業所得税政策の解説	17
【主な背景】	17
【主な内容】	17
【主な影響】	19
小型薄利企業の企業所得税優遇政策	20
【主な背景】	20
【主な内容】	20
【主な影響】	22
海外関連者への支払費用に関する企業所得税問題の公告	23
【主な背景】	23

【主な内容】	23
【主な影響】	24
中日租税協定を日本が新たに徴収開始した地方法人税に適用することに関する公告	25
【主な背景】	25
【主な内容】	25
【主な影響】	26
直接投資外貨管理政策の更なる簡素化と改善に関する通知	27
【主な背景】	27
【主な内容】	27
【主な影響】	28
政策失業保険率、財政登記等の政策について	29
【ニュースダイジェスト】	29

国務院、一部の行政審査許可項目を取消し、調整

【主な背景】

行政審査許可改革を更に深化させ、政府機能の転換を加速するため、2015年3月、国務院は「一部の行政審査許可項目を取消し、調整する決定」を公布した。

【主な内容】

90項目の取消し(廃止)及び権限の委譲を行い、職業資格の許可と認定事項について67項目を取消し、21項目の工商登記の事前審査許可事項を事後審査許可事項に変更し、工商登記に関する34項目の事前審査のみを残した。要点は以下の通りである。

1. 投資・革新・創業、企業の生産経営、就業促進に関わる審査許可事項が大多数を占め、具体的には63項目があり、合わせて63%を占め、その他は37%を占めている。主に機構の認定、企画及び方案の審査などに関わる。
2. 「取消し」処分の割合が比較的高く、合わせて87項目あり、81%を占めている。これは「取消すことのできる事項はできるだけ取消し、取消しの理由、条件が不足の場合は委譲しない」との原則に沿ったものとなっている。
3. これまで行政審査許可においてグレーゾーンであった部分を排除するために非行政許可審査許可事項を取消した数が多く、合わせて44%を占める48項目を取消した。

以下は外資企業に対する影響が大きいものである。

1. ソフト企業及び集積回路設計企業に対する認定及び製品の登記備案を取消した。
2. 増値税一般納税人資格認定審査許可、赤字増値税専用発票発行申請の審査、主管税務機関による非居住企業に適用する業種と利益率についての審査を取消した。
3. 人身・財産の安全・健康に関わる重要な輸出製品に関する登録・登記を取消した。
4. 事前審査許可事項を事後審査許可事項に変更した項目：
外資企業の電信業務経営に対する審査許可、電信業務の経営許可、ホテル業特種業種の許可証審査・発行、道路貨物運輸経営許可証

- の審査・発行。
5. 依然として事前審査が必要な項目：外資企業設立及び変更審査許可、中外合弁、合作印刷企業及び外資独資包装、内装、印刷企業に対する審査許可、危険化学物の経営に関する審査許可。

【主な影響】

行政審査許可を取り消し、調整することは企業の経営の利便性及びコストダウンに資するものである。

【法律依拠】

国務院による一部の行政審査許可項目を取消し、調整する決定

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/13/content_9524.htm

2015 年度の外商投資産業指導目録を公布

【主な背景】

更に外資を活用する政策を推進し、更なる開放、透明な投資環境、更に中国経済における外資の積極的な役割を発揮させるため、外資利用の新たな情勢、状況を鑑み、改革委員会は商務部門と共に、「外商投資産業指導目録」を修正し、2015 年 4 月 10 日から実施した。

【主な内容】

一、 目録の主な変化及び特徴

1. 先ず大きな変化として、制限類リストは大幅に減少し、79 項目から 38 項目へ大幅に減少した。次に、外資比率に対する制限を緩和し、「合弁、合作」の項目が 2011 年版の 44 条から 35 条までに減少したことが注目される。奨励類は項目数に大きな変化が無く、政策の全体的な安定性、連続性を維持した。奨励類は 76 項目を修正し、主に指標の調整及び構造の最適化を図り、外資投資の新しい技術、工芸、材料、設備の応用を促進し、更に外資利用の品質を高めることが目指されている。
2. 業界毎の特徴としては、製造業界では、鋼鉄、エチレン、石油生産、製紙、クレーン機械、船舶船室機械、電力運輸変圧設備、石炭化学工業設備、軽ヘリコプター、自動車集積電子システム、有名な白酒企業の持分比率に対する要求を取消した。非鉄金属の生産、小型工程設備、一般ベアリング、光感触材料、ペニシリンを制限類から削除した。基本的に一般製造業が開放されたと言える。サービス業界では、電子商務、チェーンストア経営、支線鉄道、地下鉄、路面電車、海上運輸、劇場に対する持分比率要求を取り消し、又は緩和した。直売、通信販売、輸出入商品検査認証、鉄道貨物運輸、保険管理会社、財務会社、信託会社、貨幣管理会社を制限類から削除した。建築設計、養老施設を奨励類に入れた。

二、 目録の主な機能及び適用政策

目録は奨励類、制限類、禁止類の分野を規定し、その他は許可類に属するものとし、外資投資はこの分類に基づき関連政策を適用する根拠となる。現在、中国は外資投資項目に対して、一般備案及び有限許可を結合した管理方法を実行している。「外資投資企業指導目録」の中の中国側支配(相対支配)と要求した奨励類項目及び制限類項目は許可される必要がある以外、その他は内外資同様の原則により、備案管理を行い、大多数は地方により備案手続きが行われることになった。外資投資の奨励類項目は、輸入設備関税免除の優遇措置が享受でき、また、西部地域の奨励類項目は、企業所得税 15%の軽減税率で徴収される。

【影響及び対応】

新目録が第一、二、三次産業の開放を促進し、重点的にサービス業及び一般製造業の開放を拡大して外資の現代農業、ハイテク、先進製造、省エネルギー環境保護、新エネルギー、現代サービス業へ、ハイレベルの産業移転を促し、研究開発への投資を奨励するものとなっている。許可類項目は原則上外資持分に対する制限は削除をし、あらゆる外資持分比率を目録上に記載することで、更に透明度を高めた。

【法律依拠】

国家発展及び改革委員会 中華人民共和國商務部令「外商投資産業指導目録」

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201503/t20150313_667332.html

国務院、広東省内で香港、マカオの投資者に開放の拡大を決定

【主な背景】

2014年12月18日、国務院の承認を経て、内地は香港、マカオとそれぞれ『「内地と香港の更なる緊密な経済貿易関係を構築する処置」に関する内地の広東省において香港との間で基本的にサービス貿易を自由化することの実現に関する協定』及び『「内地とマカオの更なる緊密な経済貿易関係を構築する処置」に関する内地の広東省においてマカオとの間で基本的にサービス貿易を自由化することの実現に関する協定』（以下は協議と省略する）、を締結し、広東省内では、先に香港、マカオと基本的にサービス貿易の自由化を実現した。国務院は最近、「広東省内において、香港、マカオのサービス提供者に対して、関連の行政審査許可及び特別管理措置を暫定的に調整する決定」（以下は“決定”と省略する）を公布し、決定は公布日から実行する。決定は、広東省内に、香港、マカオのサービス提供者に対して、関連の行政法規、国務院文書、国務院による部門の規定に定めた行政許可及び参入特別管理措置を暫定的に調整する。

【主な内容】

一、 協議範囲内での会社の設立は備案管理を行う

「決定」は、香港、マカオのサービス提供者が広東省内で行う投資サービス貿易分野での管理モデルに対する改革を打ち出した。「協議」が定めた範囲内では、会社の設立及び変更した契約、定款に対しては備案管理を行い、外資企業の設立及び変更した契約、定款に対する審査許可規定を暫定的に停止した。

商務部は「香港マカオのサービス提供者の広東省における投資備案管理弁法（試行）」（2015年第7号公告）を制定し、香港、マカオのサービス提供者が広東省における投資備案の具体的内容、プロセスを明確にした。

二、 「決定」はサービス業開放の拡大を明確化

広東省内における香港、マカオのサービス提供者に対して、実行して

いる関連の行政法規、国務院の書類、国務院に承認された各部門の関連規定の具体的な範囲を暫定的に調整し、「協議」に規定された範囲内の増値電信業務、非学歴職業技能育成業務、海洋運輸サービス業務、娯楽場所、信用記録、ゲーム娯楽設備の販売業務、航空運輸支援業務などは香港、マカオのサービス提供者に開放を拡大し、具体的な管理方法は各部門によって策定される。

【主な影響】

「決定」は、広東省内における香港、マカオのサービス提供者にサービスの開放を拡大し、会社の設立及び変更の契約、定款に対する備案管理が行われることは、香港・マカオ投資者の大陸市場の促進を大いに促し、大陸に関連するサービス業の発展に資するものである。

【法律依拠】

「国務院による広東省内における香港、マカオのサービス提供者に対して、関連の行政審査許可及び特別管理措置を暫定的に調整する決定」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/10/content_9516.htm

商務部公告 2015 年第 7 号、「香港マカオのサービス提供者の広東省における投資備案管理弁法（試行）」

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201503/20150300908093.shtml>

2015 国家税務総局の税務審査の重点

【主な背景】

最近、2015年全国税務審査に関するテレビ会議が北京で行われた。会議の前に、国家税務総局の局長王軍氏は税務審査に重要な意思を表明した。総局の総会計士孫瑞標氏は会議に出席して報告を行い、2014年の税務審査をまとめた上で、2015年の任務を計画した。税務総局内部では既に2015年2月12日に内部文書である税総函【2015】88号文を公布しているが、関連情報によれば、主に税收违法に関する内容と言われている。

【主な内容】

一、 指令性調査項目

輸出税還付；金取引；資本取引。

二、 指導性調査項目

不動産及び建築業；高所得者の個人所得税；営利性教育研修機関。

三、 重点措置

1. 重大な税收违法案件に対する取り締まりに力を入れ、厳しく税に関する違法な犯罪活動を取り締まる。重大案件の上層部への報告および監督制度を徹底して実行し、十分に税收违法のリスク分析を運用し、審査の確実性を向上させ、大きく調査作業を改善し、調査の品質を向上させる。
2. 輸出税金還付の詐欺行為を厳しく取り締まり、公安、税関などの部門と連合し、引き続き輸出税金還付の詐欺行為を厳しく取り締まり、重大な税金詐欺への取り締まりへ力を入れる。
3. 税收违法専門検査及び重点税源の重複調査を真剣に実行する。国家税務総局による指令性及び指導性調査項目を現場の現実と整合させ、調査項目に絞る。更に総局による指導を徹底するため、総局所在地税務機関を主体とし、地域を越えて、国税地税の両者にとって重要な税源に対する作業システムを整備する。
4. 確実に税收违法の「ブラックリスト」制度の役割を発揮させる。「深い継続調査」の方式で、法律、法規に従って重大な税收违法案件の情報を発表し、関連部門が懲戒措置を実施するよう積極的に協力しながら励行す

るする。

5. 厳しく発票の違法犯罪活動を取り締まる。引き続き全国における発票の違法犯罪活動の取り締まりグループによる任務を実行し、積極的に公安などの部門と共に更に偽造発票の製造・販売の犯罪への取り締まりを強化、更に偽造発票の“マーケット”への対策を強化する。

【影響及び対応】

一、 税務調査の方法及び考え方を把握する

企業の実際の状況を考慮し、進行中又は行おうとしている資本取引事項が 2015 年の税務調査の重点調査の範囲内にあるかどうかを確認し、範囲内にあると判断した場合、関連の取引を行うことでどんな影響があるのかをまず考慮する必要がある。

二、 税務機関からの質問への対応

企業は税務機関による質問に対応する時、必ず慎重でなければならない。対応の前に、税務調査人が過去何回来社したか、または過去非公式に来社したかどうかを企業内部で確認し、しっかりと把握しておく必要がある。正式な税務調査前、あるいは税務機関による質問に回答する前に、以前税務期間が来社した際の説明と今回の対応時の説明が異なることを避けるため、企業内部で事前に回答を一致させる必要がある。

三、 税務機関の要求した資料を準備

企業は関連する資料及び文書を提出する際に、慎重に選別を行い、企業の実際な状況と整合性があるかを確認し、提出した材料の中に規定違反の事項等がないかどうかを事前に確認する。

四、 税務機関と税金に関連する問題を交渉する

企業の対応スタッフは一定の税法基礎を備え、深く関連の法規を研究してから税務局と交渉する。調整する際には、法律、理論の依拠の存在が必要である。

五、 税務機関と税金の判定を議論

各地の税務機関で同一の税法に対する理解が異なる可能性がある。

税務調査が実施され、税務機関が問題を察知した時、企業は積極的に税務機関と良好な関係を保ち、特に税金に関する交渉について、罰金及び滞納金の減免が認められるよう、あるいは企業所得税のみの追加納付が認められるよう力を入れる。

六、罰金及び滞納金が減免されないか

- ・企業は税務局に特殊プロセスが適用できるかどうかを相談してみる。
- ・自社査定の形式で関連の税金を納付することを考える。
- ・余計な罰金及び滞納金の発生を避けるため、過年度の税金未納付分を当年度内に納税調整を行う。

七、不利な調査結果への対応

通常、一般的な税務調査では追加納付の税金は小額で、主に企業の個人所得税事項及び一部の控除不可勘定に対して調整を行う。しかし、資本取引の税務調査に関する案件については、納付する税金も多額となり、調査の結果税金の納付が確定した際には、自社の運営状況を鑑みて税務局と相談の上、納税の分割及び延期を申請することができる。

【法律依拠】

税総函【2015】88号文、内部文書

企業の再編に伴う土地増値税の新政策

【主な背景】

最近、中国企業の再編は絶え間なく加速しており、国務院は 2014 年、「企業の合併、再編市場環境のさらなる最適化に関する意見」を公布した。企業に対して企業再編において主体的な役割を発揮し、企業再編に伴う土地の増値税政策を熟知することを明確に求めている。「企業の合併、再編市場環境のさらなる最適化に関する意見」を実行するため、財政部、国家税務総局は「企業の再編に関する増値税政策の通知」(以下を「通知」と省略する)を公布し、企業の再編に関する土地増値税政策の規範化を図った。

【主な内容】

一、適用状況

「通知」によると、「中華人民共和国会社法」の規定に基づき、非会社制企業の形態を有限責任公司又は株式有限公司に、有限責任公司(株式有限公司)の形態を株式有限公司(有限責任公司)に変更する場合、変更前の企業が、国有土地、家屋所有権を変更後の企業に移転・変更する際、土地増値税を暫定的に徴収しないと規定した。「通知」に言及した全体的変更とは、企業の元の投資主体を変更せず、しかも元の企業の権利、義務を引き継ぐことをいう。

これ以外に、法律の規定又は契約の約定に基づき、二社又は二社以上の企業を一つの企業に合併し、且つ元企業の投資主体が存続している場合、元企業が国有土地、家屋所有権を合併後の企業に移転、変更する際、土地増値税を暫定的に免除する。また、企業は二社又は二社以上の元企業の投資主体と同様な企業に分割する場合、元企業が国有土地、家屋所有権を分割後の企業に移転、変更する際、土地増値税を暫定的に免除する。そのほか、会社、個人が組織変更・再編の過程で国有土地、家屋に投資している場合、国有土地、家屋所有権を投資先企業に移転、変更する際、土地増値税を暫定的に免除する。

二、再編後の土地譲渡納税の控除依拠

企業が再編後再び国有土地使用権を譲渡し、土地増値税を申告・納付する場合、再編前の当該国有土地使用権の取得時支払った代金及び国家の統一の規定に基づき、費用を納付するとする。当該費用は「企業の土地の使用権取得のために支払った金額」として控除する。

企業の再編プロセスの過程で、省レベル以上の国土管理部門の許可により、国家が国有土地使用権を資本金として出資する場合、当該国有土地使用権を再度譲渡し、土地増値税を申告する際、省レベルの管理部門が当該土地使用権を資本金として承認した評価価格を土地使用権の取得価格として控除する。納税申告を行う際、企業が当該土地使用権資本金として出資することを承認した省レベル以上の国土管理部門の許可及び評価価格に関する資料を提出しなければならない。提出ができない場合、控除はできない。

三、注意事項

「通知」の実行期限は2015年の1月1日から2017年12月31日である。企業は「通知」の関連規定により、土地増値税の優遇政策の対象になり、適時主管の税務機関に関連の不動産、国有土地権証、価値証明などの書面による資料を提出しなければならない。税收政策の不備を補うため、一部の不動産開発業者が「再編」の名義で実は「不動産の譲渡」を行うことを避けるため、上述の再編の土地増値税関連政策は不動産開発業者には適用しない。

【主な影響】

今回打ち出された企業の再編に関する土地増値税政策は主に元の企業再編に伴う土地の増値税優遇政策をベースに、更に規範化し、整理したものとなっている。例えば、まず企業の不動産による資本金出資、企業の合併関連の増値税優遇政策を引き継いでいる。次に企業の合併の関連の土地増値税政策の表示を規範化し、吸収合併を合併の範囲内にまとめた。更に土地増値税の優遇対象になる企業の再編の形式を追加し、企業の会社形態の改造、企業の分割の二つの形式を優遇範囲内に取り入れた。

【法律依拠】

「企業の合併、再編市場環境のさらなる最適化に関する意見」

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201503/t20150323_1205411.html

「企業の合併、再編市場環境のさらなる最適化に関する意見」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-03/24/content_8721.htm

集積回路産業企業に係る企業所得税政策の解説

【主な背景】

科学の革新及び産業構造、IT産業の発展を向上させるために、財政部、国家税務総局、発展改革委員会、工業及び情報部は「集積回路産業企業の発展をより一層奨励することに係る企業所得税の通知」(以下は「通知」と略称)を公布した。「通知」は2014年1月1日より執行された。

【主な内容】

一、企業所得税に係る減免及び期限

集積回路のパッケージ、テストを行う企業、及び集積回路の専用材料、設備に係る生産企業に対し、2017年(2017年を含む)前に黒字であれば、黒字の年度より2年間、企業所得税を免除とし、また第三年度から第五年度まで法定企業所得税の税率である25%を半減となる。もし2017年前に赤字である場合、2017年以降から税收優遇期と計算されるものとし、有効期限まで享受できるものとする。

二、適用主体の資格条件

1. 集積回路のパッケージ、テストを行う企業としては、以下の条件を全て満たせば適用対象となる。
 - 1) 2014年1月1日以降法律に従って中国国内で設立された企業；
 - 2) 労働契約を結んでいるスタッフのうち、大学若しくは大学以上の学歴を持つ人数が企業の当年度スタッフ総数の40%を上回ること；また、研究開発専門スタッフの人数が企業の当年度スタッフ総数の20%を上回ること；
 - 3) 核心関連技術を持ちながら、それに基づいて経営活動を行い、且つ当年度において研究開発費用が企業の売上(売上とは主要業務収入とその他業務収入の合算)の3.5%を上回ること。また、中国国内で発生した研究開発費用が研究開発総額の60%を上回ること。
 - 4) 集積回路のパッケージ、テストによる売上が企業の収入総額の60%を上回ること。
 - 5) 商品生産を確保する手段及び能力を有し、且つ関連資質認証(150

- 品質システム認証、人力資源能力認証などを含む)を取得している;
- 6) 集積回路のパッケージ、テストを行う経営場所、各種設備などの基本条件を有している。
2. 集積回路の専用材料、設備に係る生産企業としては、以下の条件を全て満たせば適用対象となる。
- 1) 2014年1月1日以降法律に従って中国国内で設立された企業;
 - 2) 労働契約を結んでいるスタッフのうち、大学若しくは大学以上の学歴を持つ人数が企業の当年度スタッフ総数の40%を上回ること;また、研究開発専門スタッフの人数が企業の当年度スタッフ総数の20%を上回ること;
 - 3) 核心関連技術を持ちながら、それに基づいて経営活動を行い、且つ当年度において研究開発費用が企業の売上(売上とは主要業務収入とその他業務収入の合算)の5%を上回ること。また、中国国内で発生した研究開発費用が研究開発総額の60%を上回ること;
 - 4) 集積回路の専用材料若しくは専用設備による販売収入が企業の売上(営業)収入総額の60%を上回ること。
 - 5) 集積回路の専用材料若しくは専用設備の生産を確保する手段及び能力を有し、且つ関連資質認証(150品質システム認証、人力資源能力認証などを含む)を取得している;
 - 6) 集積回路の専用材料若しくは専用設備に係る生産を行う経営場所、各種設備などの基本条件を有している。

集積回路の重要専用材料若しくは専用設備に係る範囲は、「集積回路重要専用材料企業の企業所得税優遇項目」(別添①)、「集積回路専用設備企業の企業所得税優遇項目」(別添②)に基づき執行する。

本通知の条件に一致する企業は、本年度が終了する前の4ヶ月内に、本通知及び企業所得税に係る税収優遇政策に基づき、省レベル関連部門より発行される証明書類をもって主管税務機関に税金減免手続を行うものとする。省レベルの関連部門の証明書類の発行方法については、各省(自治区、直轄市、計画単列市)の発展改革委員会、工業及び情報部、財政・税務等部門により決められるものとする。

三、注意事項

税収優遇条件に一致し、税収優遇を享受できる企業は、企業状況の変更があれば、直ちに主管税務機関に報告しなくてはならない。もし税収優遇条件に一致しなくなる場合、納税者は法律通りに納税義務を果たすも

のとする。法律通りに納税義務を果たさない場合、主管税務機関から未払税金に対し追納の要求をされる恐れがある。また、優遇条件に合わないことが発見されれば、税収優遇を享受している企業に対し、関連税収優遇対策を一時停止することが可能であり、再度証明書類をレビューするものとする。

集積回路のパッケージ、テスト、及び専用材料若しく専用設備を生産する企業は、本通知に明記されている企業所得税の優遇政策がその他税金減免優遇政策と重複する場合、企業が最も優遇のある政策を選択し、執行するものとする。

【主な影響】

企業所得税の減免条件を満たせば税制上の優遇が受けられる本「通知」の公布によって、集積回路産業の発展をより一層促すことが期待される。

【法律依拠】

「集積回路産業企業に係る企業所得税政策の通知」

<http://www.shui5.cn/article/bd/77183.html>

小型薄利企業の企業所得税優遇政策

【主な背景】

国务院の小型薄利企業の発展を支持する税収優遇政策を徹底するために、財政局・国家税務総局は「小型薄利企業による企業所得税の半額徴収範囲の拡大関連問題に関する公告」を正式発表した。2015年1月1日から2017年12月31日まで、企業所得税の半額徴収範囲は年度課税所得額10万人民元から20万人民元まで拡大した。

【主な内容】

- 一、規定条件を満足する小型薄利企業（帳簿検査徴収と査定徴収のどちらの方式を採用するかに係わらず。）は、規定に基づき小型薄利企業の所得税優遇政策を享受できる。小型薄利企業所得税の優遇政策は、20%の低税率に基づき企業所得税の徴収（以下「低税率政策」という）、及び財政〔2014〕34号書類が規定する所得税を半減して徴収する優遇政策（以下「半減徴税政策」という）を含む。
- 二、規定条件を満足する小型薄利企業は、企業所得税を予納、又は毎年確定申告する際に、以下のように執行するものとする。
 1. 帳簿検査徴収の小型薄利企業は、前の納税年度が小型薄利企業の条件を満足し、且つ年度課税所得額が20万人民元（20万人民元も含む）を超えない場合、2つの状況に分けて執行するものとする。
 - 1) 当年度、実際利潤額に基づき企業所得税の予納を採用し、予納の際の累計の実際利潤額が20万人民元以下の場合、小型薄利企業の所得税優遇政策を享受することができる。20万元を超える場合、半額徴税政策を享受することができない。
 - 2) 本年度、前年度の課税所得額の四半期（又は月次）の平均額に基づき企業所得税の予納を採用する場合、小型薄利企業の優遇政策を享受することができる。
 2. 定率徴税の小型薄利企業が、前の納税年度が小型薄利企業の条件を満足し、且つ年度納税所得額が20万元（20万元も含む）を超えない場合、当年度に企業所得税を納付する際に、半額徴税政策を享受することができる。20万元を超える場合、半額徴税政策を享受することができない。

3. 定額徴税の小型薄利企業は、主管税務機関が優遇政策に基づき定額を相応に調整した後、原弁法に基づき徴収する。
4. また、公告は本年度に新設する小型薄利企業が企業所得税を予納する際に、累計の実際利益額又は課税所得額が 20 万円を超えない場合、半額徴税政策を享受することができる。20 万円を超える場合、半額徴税政策の享受を停止することを明確にした。
5. 企業の本年度の経営状況に基づき、本年度において小型薄利企業条件を満足することが見込める場合、四半期・月次ごと企業所得税を予納する際、企業は小型薄利企業所得税優遇政策を享受することができる。

三、規定条件を満足する小型薄利企業が、四半期・月次ごと企業所得税を予納する場合、税務機関から承認を得なくても、関連小型薄利企業所得税優遇政策を享受することができる。ただし、もし年度の確定申告の際に規定条件を越えている場合は、優遇政策の享受できなくなるため、不足分の税金を追納するものとする。

小型薄利企業は予納及び年度の確定申告をする際、企業所得税の納税申告表の「従業員数、資産総額」などの情報の記入について別途備案(登録)が必要なくなった。更に、2015 年度の企業所得税予納申告表が修訂される以前であっても、小型薄利企業の予納の際に、「従業員数、資産総額」の情報の提供も必要とされない。

【主な影響】

上記の政策は 2015 年から 2017 年までの間に小型薄利企業、若しくは本年度新設する小型薄利企業が、企業所得税を予納する際、企業所得税優遇政策を享受することができる。新たな優遇対策によって小型薄利企業の適用範囲が拡大し、税収優遇政策が享受できる企業も多くなる。規定条件を満足すれば、複雑な審査を受けなくても優遇政策を享受できる。更に、税収優遇政策は予納の段階で適用されるため、小型薄利企業のキャッシュフローも改善でき、持続的な発展が見込まれる。

【法律依拠】

「小型薄利企業の企業所得税優遇政策」

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201503/t20150317_1203294.html

「小型薄利企業による企業所得税の半減徴収範囲の拡大関連問題に関する公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1519190/content.html>

海外関連者への支払費用に関する企業所得税問題 の公告

【主な背景】

「中国人民共和国企業所得税法」(以下は「企業所得税法」と略称する)及び関連細則の規定によって国家税務総局は海外関連者への支払費用の損金参入に係る新たな移転価格規定を公布した。海外関連者への支払費用の移転価格管理を規範化・管理することが目的とされている。

【主な内容】

一、海外関連者に費用を支払う際必要である資料

企業が海外関連者に費用を支払う際、関連者と締結した契約書や協議書、取引の真実性及び独立企業原則に沿ったものかを証明できる関連資料を用意しなければならない。

二、税務機関による企業の海外関連者への支払費用に対する調査

企業の海外関連者への支払費用あくまでも経営行為の一環であり、事前に税務機関の審査が行われなくても良い。但し、企業が海外関連者に支払う費用は、独立原則に基づかなければならないため、主管税務機関は企業が関連者と締結した契約書、協議書、また取引の真実性及び独立企業原則に沿ったものかを証明できる関連資料の提出を要求することができる。独立企業原則に基づかない海外関連者への支払い費用に対し、税務機関は特別納税調整を行うことができる。

三、役務提供の経済利益原則

企業は海外関連者から役務提供を受ける場合、経済利益原則に基づき分析しなければならない。即ち、当該役務提供は企業に直接あるいは間接の経済的利益をもたらすものでなければならない。企業が受けたサービスが経済的利益をもたらすものであれば、その関連費用は独立企業原則に基づいて支払うことができるが、当該サービスが経済的利益をもたらすものではない場合、その費用は企業所得税の課税所得から控

除することはできない。

四、損金算入として控除不可の海外関連者への支払費用

- ・企業が負う機能及びリスク又は経営とは無関係の役務活動に対する費用。
- ・海外関連者より提供された役務活動が企業に直接的又は間接的な経済的利益をもたらさないものに対する費用。
- ・企業が単に無形資産の法的所有権を持っているが価値創造の貢献度のない関連者への特許使用料の支払い。
- ・企業が融資及び上場による付随利益が生み出されたことで海外関連者に支払う特許使用料。

【主な影響】

当通知は税務機関による海外関連者に支払う費用に対する管理内容を明確にしている。独立企業原則に基づかない取引が存在しうるため、今後税務機関はそれに対してより税収管理を強化し、企業経営は規範化され、税務上のコンプライアンスにも良い効果が見込まれる。

【法律依拠】

国家税務局の海外関連者への支払費用に関する企業所得税問題に関する公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1519231/content.html>

中日租税協定を日本が新たに徴収開始した地方法人税 に適用することに関する公告

【主な背景】

中国及び日本の税務主管当局の協議を経て、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」を日本側が2014年10月1日に新たに徴収開始した地方法人税(the Local Corporation Tax)に適用することになった。

【主な内容】

一、日本側が地方法人税を導入する法律根拠

地方法人税は日本の国会で決議された「地方法人税法案」(2014年第11号)に基づいてその徴収を始めるものである。

二、地方法人税に係る納税者、課税標準、税率、徴収期間について

2014年10月1日からの納税年度について、全ての法人は地方法人税の納税対象である。また、課税標準は法人税の総額であり、税率は4.4%と設定している。地方法人税の徴収を始めてから、資本金が一億円以上の大型企業の法人税率は1.122%を増加する。即ち、法人税率25.5%に4.4%を乗じる。資本金が一億円以下の中小企業の法人税率は0.66%増加する。即ち、法人税率15%に4.4%を乗じる。

三、地方法人税は中国国内で控除できるかどうかについて

地方法人税と中日租税協定の第2条に明記されている日本側の法人税は実質的にほとんど同様のため、双方の税務主管当局の協議により、中日租税協定で適用できる税目範囲内とされた。従って、中国居民は日本で支払った地方法人税は法人税と同様に、中日租税協定の第23条の規定通りに控除することが可能である。

【主な影響】

当通知は中日租税協定の適用範囲を拡大するため、二重課税の回避及び脱税の防止が図れる。

【法律依拠】

中日租税協定を日本が新たに徴収開始した地方法人税に適用することに関する国家税務局の公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1505525/content.html>

直接投資外貨管理政策の更なる簡素化と改善に関する通知

【主な背景】

外貨管理改革及び資本項目外貨管理改革をさらに深化させ、企業のクロスボーダー投資資金オペレーションを促進・利便化することで、直接投資外貨管理業務を規範化し、管理効率を向上させるため、国家外貨管理局はこれまでの一部の地域における試行経験を総括した基礎の上で、全国で直接投資外貨管理政策をさらに簡素化および改善することを決定した。

【主な内容】

一、外貨登記審査認可を取消す

域内直接投資項目下の外貨登記核准（審査認可）と域外直接投資項目下の外貨登記核准の2項目の行政審査批准事項を取消し、銀行が「直接投資外貨業務操作手続き」に基づき、域内直接投資項目下の外貨登記と域外直接投資項目下の外貨登記（以下「直接投資外貨登記」と称する）を直接審査し、国家外貨管理局およびその分支機構（以下「外貨管理局」称する。）は、銀行を通じて直接投資外貨登記に対して間接的な管理監督を行う。

二、一部の直接投資外貨業務取扱手続を簡素化する

1. 域内直接投資項目下の外国投資者の出資確認登記管理を簡素化する。域内直接投資項目下の外国投資者による非貨幣出資確認登記と外国投資者による中国側持分買収の出資確認登記を取消す。外国投資者による貨幣出資確認登記を域内直接投資貨幣出資入金登記として調整する。
2. 国内投資主体が設立もしくは支配する国外企業が国外で再投資して新たな国外企業を設立もしくは支配する場合、外貨届出手続を行う必要はない。
3. 直接投資外貨年度検査を取り消し、ストック権益登記の実行に改める。

三、銀行は、直接投資外貨管理取扱上のコンプライアンス意識を向上させなければならない

1. 銀行は直接投資外貨登記業務の内部管理規則制度を制定し、併せて検査に備えておかなければならない。
2. 既に外貨管理局の金融機構コードを取得した銀行の分支機構が直接投資外貨登記を展開することに対して銀行自身が業務参入管理を行う。
3. 銀行は真実性の審査義務を真摯に履行し、外貨管理局の資本項目情報システムを通じて直接投資外貨登記業務を行い、併せて関連登記資料を検査に備えて整備して保管しておかなければならない。

四、外貨管理局は銀行を対象とする研修指導と事後管理監督を強化しなければならない

銀行のコンプライアンス意識を向上させるために、外貨管理局は銀行を対象とする研修指導と事後管理監督を強化し、違法な銀行に対する罰則を明確にするものとする。

【主な影響】

当通知の執行によって更に企業のクロスボーダー投資資金の運用を促進、利便化し、直接投資外貨管理業務を規範化し、外貨管理局の管理効率を高めることになる。

【法律依拠】

直接投資外貨管理政策の更なる簡素化と改善に関する通知

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages/wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zjtzhwhgl/node_zcfg_zbxm_kjt_z_store/ecb2730047782024852fa73b4795588d/

失業保険率、財政登記等の政策について

【ニュースダイジェスト】

1. 失業保険率の減少

人的資源社会保障庁、財政局の「失業保険率調整の関連問題に関する通知」によると、2015年3月1日から、失業保険率は一時的に現在の3%から2%へ引き下げられるようになった。

2. 外資企業財政登記の取り消し

「一部の規則及び規範性文書の廃止に関する財政部の決定」(財政部令第77号)に基づき、「外資投資企業財務登記管理弁法(財政部財工字[1996]126号)」を廃止し、財政部弁公庁は「外資投資企業財政登記管理業務を一層強化することに関連する問題の通知(財弁企[2002]166号)」を発行し、外資企業の財政登記を取り消した。

【法的依拠】

人的資源社会保障庁 財政局「失業保険率調整の関連問題に関する通知」

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201503/t20150306_153344.htm

「一部の規則及び規範性文書の廃止に関する財政部の決定」(財政部令第77号)

http://tfs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengbuling/201502/t20150210_1191270.html